

平成28年6月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成28年 6月 6日 (月)	第1回	開会	午前	9時32分	
			休憩	午前	9時40分	
		第2回	再開	午前	9時47分	
			休憩	午前	9時55分	
		第3回	再開	午前	11時51分	
			休憩	午後	0時 5分	
		第4回	再開	午後	0時11分	
			散会	午前	0時21分	
		6月10日 (金)	開会	午前	9時31分	
			散会	午前	9時35分	
		6月16日 (木)	開会	午前	9時33分	
			散会	午前	9時37分	
		6月27日 (月)	第1回	開会	午前	9時36分
			休憩	午前	9時44分	
		第2回	再開	午前	11時11分	
			休憩	午前	11時28分	
	第3回	再開	午後	3時 9分		
		閉会	午後	3時17分		

場所 議会運営委員会室

出席委員 神尾高善委員長

伊藤雅俊副委員長、石渡豊副委員長

山下勝矢委員、木下高志委員、田村琢実委員、小林哲也委員、本木茂委員、  
小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、井上将勝委員、菅克己委員、  
石川忠義委員、井上航委員、萩原一寿委員、村岡正嗣委員

出席者 宮崎栄治郎議長、石井平夫副議長

欠席委員 なし

説明者 塩川修副知事、企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成28年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年6月6日(月)第1回)

**委員長**

1 星野光弘議員の議員辞職許可についてだが、本日、星野光弘議員から議長に、議員を辞職したい旨の申出があった。

この件については、本日の議事の冒頭において、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、そのように議事を進めてまいらる。

なお、辞職許可後の会派別所属議員数は、お手元の資料1のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

**塩川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「平成28年6月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容だが、教育委員会委員及び公安委員会委員の任命についてである。埼玉県教育委員会委員に上條正仁氏を新たに任命することについて、埼玉県公安委員会委員に木村健司氏を再び任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしく願う。

**委員長**

3 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料2により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、6月10日(金)については、自民、民進・無所属、県民の順に行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、6月13日（月）については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、6月14日（火）については、自民、民進・無所属、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**小島委員**

6月14日については、1番目が浅井明議員、3番目が須賀敬史議員でお願いします。

**委員長**

次に、6月15日（水）については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**小島委員**

6月15日については、1番目が飯塚俊彦議員、3番目が岡地優議員でお願いします。

**委員長**

次に、6月16日（木）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

**小島委員**

6月16日については、1番目が清水義憲議員、2番目が齊藤邦明議員、3番目が本木茂議員でお願いします。

**委員長**

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。>

**委員長**

4 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・6月14日（火）、案文については、一般質問最終日・6月16日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・6月27日（月）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

**田村委員**

質問だが、会派の代表が一般質問を行った例は今までにあるのか。不可能ではないと思うが、例があるかどうか伺いたい。

**委員長**

後ほど確認して報告したい。

**田村委員**

今確認しないと、今定例会の一般質問の順位等が決められなくなってしまう。

**委員長**

確認のため、暫時、休憩する。

#### 議事課長

近年の過去例を確認したところ、刷新の会の代表者が平成19年度、20年度、21年度及び26年度に一般質問を行っているが、その年度、刷新の会は代表質問ができる要件を満たしていなかった。会派の代表者が一般質問を行った例ではあるが、代表質問との関係までは明確に整理されていない。先例等において、明確に禁止等をするものはない。

#### 委員長

ただ今の説明について、何か御意見はあるか。

#### 田村委員

会派制を採用し、各会派代表者会議というものも設定されており、会派の代表者が代表質問を行う流れがつけられている中で、会派の代表者が一般質問をするということを制限する先例をきちっと作り、整理した方がよいと思う。

#### 石川委員

確認したいのだが、代表質問は会派の代表者が行わなければならないということは決まっているのか。決まりがないのであれば、それは会派の中で決めればよいと考える。

#### 議事課長

現在のところ、会派の代表者が行っていることが多いが、過去には会派の代表者以外が代表質問を行った例はあったと記憶している。

#### 田村委員

本県議会は、会派制を採用しており、各会派代表者会議も設定されている。であるのだから、この機会に代表質問は会派の代表者が行うことを、先例として明確に規定した方がよいと思う。

#### 菅委員

代表質問は会派の代表者が行わなければならないということだが、その根拠を教えてほしい。代表質問は会派を代表して意見を述べるだけであって、会派の代表者が行わなければならない必要性について明確にしていただかないと、決められる状況にはないと思う。

#### 委員長

この件については、本委員会で議論されたことはないと思う。そこで、本日の本会議散会后、再度議運を開き、改めて議論したいと思うが、いかがか。

#### 村岡委員

私は、先ほどの田村委員の意見については、禁止の条項等があるわけではないので、会派で決めるべきものだと考える。ただし、ただ今の、代表質問を会派の代表者が行うこととすることを検討すべきとの意見もあったので、今後、きちっと協議すべきだと考える。

**委員長**

本日の本会議散会后、協議を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、３１番秋山文和議員、８１番鈴木弘議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、本日の本会議散会后とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

1 質疑質問についてだが、休憩前に議論された、代表質問を行う者に関する件は、現在のところ規定されていない。

そこで、代表質問に関する取扱いを明確に規定すべきと考え、委員長案として「代表質問は、原則として各会派の代表が行うこととする」「一般質問と代表質問を行う者は、原則、重複しないものとする」旨を本委員会で決定したいと考えている。なお、この案の適用は9月定例会からとさせていただきたいと考えている。

### 委員長

この件について、何か御意見はあるか。

### 菅委員

今、いきなり案が出てきたわけであるが、なぜそうなるのかという議論が全く抜けているように思う。提案の理由が分からないと、私たちも納得できない部分があるので、その辺を教えていただきたい。

### 委員長

一般質問、代表質問を行う者について、今まで議運で議論されていなかった。そこで今回、議題に挙がったので、私としては、代表質問は会派の代表者が行うべきであり、その機会があるので、代表者は一般質問をするべきではないと考え、提案させていただいた。今回の6月定例会については既に確認したとおり行い、9月定例会から委員長案でやっていただければ幸いである。

### 小島委員

先ほどの田村委員の質問から始まったわけだが、本県議会は会派制で運用しているし、今まで慣例、当たり前のこととして、代表者あるいは代表者に準ずる方が代表質問を行っていた。例えば、明確なルールがないからと、1期の議員が、会派の代表だからやりたいとか、そういうことになりかねないと思っている。一般質問をやって、また同じ年度に代表質問をやるというのは、各議員の発言の機会の平等性からみても、いかがなものかなと思う。今まで考えもしなかったことではあるが、会派の代表者なのだから代表質問に集中していただき、一般質問については各会派の団員を生かすべきだと思う。

そういうわけで、委員長案のように、しっかりと先例に明記した方がよいと思っている。

### 菅委員

周辺の議会を調べてみたが、必ずしも会派の代表者が代表質問をしているわけではない。会派制を採っているがゆえに、会派の誰かが代表して質問をするというものであり、今の話だと整理がつかないと私は思う。

### 田村委員

本県議会は、現任期の前々期から、各会派代表者会議というものを公式に設けている。これは費用弁償も出るし、会議規則にも記載されている。この各会派代表者会議というも

のを設定したのだから、代表質問は各会派の代表者が行うべきであると考え、先ほど質問し、整理をお願いしたところである。

### 菅委員

非常に重要な部分の議論を、今提案されて、この5分間で即決とするのはいかがか。今までも、附帯的なことを言うべきではないかもしれないが、ここに来ていきなりどかんと議論して決めてしまうことが多かったが、そうではなくて、議会の権能を高める意味で、我々が主張している議会改革をトータルとして丁寧に議論すべき筋の問題である。一つ一つ場当たりに提案されて、5分やそこらで決めてしまうのは議論が少ないと思う。

### 小島委員

議運委員は各会派を代表して出てきている。

### 菅委員

であるならば、もっと丁寧に議論すべきではないか。

### 小島委員

本当に丁寧に議論すべきものとそうでないものは、区別すべきである。

### 村岡委員

意見が分かれている。委員長は冒頭に案を示されて、その結論を出してもらいたいというような発言だったかと思うが、意見が分かれている。

意見を言わせてもらえば、一般質問と代表質問を重複して行ってはいけないというものもあるかと思うが、それは各会派で考えるべきものだと思う。

そのことも含め、意見が分かれているのだから、拙速に決めるべきではなく、十分に協議をすべきだと思う。各会派、いろいろな意見を持っているが、この件は全会一致で結論を出すべきだとも思う。その意味では、結論を急ぐべきではない。

### 野本委員

会派の代表者の立場というものは、代表者がいれば会派の届出をすることができるわけである。だから会派というのは2人でも1人でも、本県議会では会派と認めているところである。ただし、各会派代表者会議にはその代表が全て出られるわけではない。議運選出会派のみである。代表質問というものも、一定の要件を満たした会派の代表者が行っている。単独で議案の提出権を持つ、議員定数の12分の1以上の議員が所属する会派ができるものである。

つまり、会派の代表者の立場というものが明確に意識され、県議会の会議の正式な立場となっているわけである。以前は、各会派代表者会議は任意の会議、前々期からは会議規則が改正され、県議会の正式な会議となった。そういうことを考えて、代表質問というのは、限られた会派しか行えないわけであるから、しっかりと会派の代表者が質問していただきたい。会派の構成員が代表して質問するという話になれば、代表者の立場は元に戻ってしまう。例えば、各会派代表者会議に出ていない会派の取扱いはどうするのかというような話になる。

先ほどの委員長の発言は、こういうことがあるから、これからの形を整理しようという提案である。

### 石川委員

各会派代表者会議と、代表質問・一般質問をする人の重複の議論は分けた方がよいと思う。

各会派代表者会議の構成員は、会議規則第84条別表で明確に、会派を代表する人、正副議長、議運の正副委員長であって、議長が招集すると決まっているものである。それと違って、今回話しているのは、一般質問する人と代表質問する人が重複するのは問題ではないかということである。それは会派の中のガバナンスで話し合っているのだから、そこまで本委員会です決める必要はないのではないか。

### 野本委員

それは分かるが、3人の会派はどうするのか。

### 石川委員

それはそれでまた議論すればよい。

### 野本委員

代表質問をやらせるのか。

### 石川委員

今、そんな話はしていない。

### 野本委員

代表質問は限られた会派しかすることができない。

### 石川委員

それは新たな議題である。今話しているのは、一般質問と代表質問をする人が重複しないようにしようという提案についてである。

### 野本委員

3人の会派にも代表質問をやらせようというのであれば、話の筋は通る。

### 石川委員

そういう話はしていない。

### 野本委員

代表質問を誰にやらせるかということが前提の話である。

### 石川委員

それは会派の中で話した方がよいのではないかということである。

### 野本委員

一般質問はどの会派でもできるが、代表質問はできない会派があるわけである。

## 委員長

話を整理させていただく。

今、議論されているが、このことについては、先ほど田村委員から質問され、議題となった。なるほど、まだまだきちっとされていなかった部分だということで、御協議いただいた。

しかし、今話があったように、代表質問はできない会派もある。それゆえ、これを機会に一般質問、代表質問をする人について整理させていただきたいということで、委員長案を示させていただいた。公平に考え、やはり一般質問と代表質問をする人は重複することなく、様々な議員が質問をする機会を設けていくことが大事だと思う。どうぞ、委員長案に御賛同いただき、御協力いただきたい。

## 井上（航）委員

先ほど口頭で委員長案を伺ったので、ペーパーでいただくことはできないか。

## 委員長

用意する。

## 井上（将）委員

一般質問と代表質問の質問者を分けるという御意見は分かるが、先ほど小島委員からもお話があったが、今までは代表や代表に準ずる者が代表質問をしていた。代表に準ずる者の定義付けも、もう少し議論すべきだと思う。

## 野本委員

事故があった場合等代表者が代表質問をできない状況があったときは、副代表等が代わりに会派を代表して行うのがよい。

## 井上（将）委員

それも含めて、もう少し議論したい。

## 野本委員

各会派内の組織による。

代表質問を理由なく代表以外ができるのでは、一般質問と変わらない。代表質問なしにして、他の会派にも枠を解放しなければならない。

## 田村委員

委員長、休憩した方がよいのではないか。

## 委員長

委員長案を資料として配布するに当たり、準備のため、暫時、休憩する。

**委員長**

改めて、委員長案を事務局に配布させる。

< 事務局が委員長案を配布 >

**委員長**

何か御意見はあるか。

**井上(航)委員**

「代表質問は、原則として、各会派の代表が行うこととする」とあるが、原則としてとはどういう意図なのか。

また、「一般質問と代表質問を行う者は、原則、重複しないものとする」とあるが、どの期間重複しないようにするのか。同一任期なのか、同一年度なのか。埼玉県議会の場合は2月定例会時にしか代表質問はできないが、そこをどのような想定で考えているのか、まず伺いたい。

**委員長**

まず1つ目の質問だが、原則としての意図するところは、例えば、会派の代表者に事故ある場合には変更できるというものである。

また、重複しない期間だが、同一年度と考えている。

**井上(航)委員**

ちょうど先日、この議運で視察に行った福井県議会と石川県議会について調べてみた。

福井県議会では一般質問を希望者全員に実施させている。また、代表質問は毎定例会あるが、その後一般質問を行っているので、ルール上重複する可能性がある。

同じく石川県議会も、希望者全員が一般質問を実施し、かつ毎定例会で代表質問を行うことができるかと規定している。

先日視察した2県議会では必ずしも、一般質問者と代表質問者の重複を避けるというルールにはなっていない。こういう議会がある中で、本県議会でなぜルール決めをするのか。

本県議会の広報冊子「ようこそ県議会へ」には、会派を代表して質問するのが代表質問、議員個人の立場から質問するのが一般質問であると記載されている。会派の代表者にも議員個人の立場があると思うがいかがか。

**委員長**

井上(航)委員の御意見は分かったが、本県議会及び議運の仕組みを鑑みて、今回委員長案を提示させていただいた。

福井県議会や石川県議会のお話があったが、それはそれとして、本県の議会について熟考し、これからの代表質問と一般質問は案のとおり整理したいと考えた。御理解いただきたい。

## 菅委員

今のお話で、定義付けなどがきっちり整理されたとは思えない。ここは言論の府であるので、発言の制約をするということに対して、しっかりと議論して丁寧に扱うべき筋の問題である。いきなり委員長案を提案され、その場で決定しようとする事自体の異常さを認識すべきだと思う。

## 村岡委員

代表質問と一般質問をする者については原則重複しないものとする事については、意見が分かれている。会派の中で質問の平等性などを判断すればよいのであって、議会としてこれを決める必要は全くないと思う。ある意味、質問の権利を狭めるものとなるからである。

また、この件が緊急性を持って結論を出さなければならないものであればともかく、誰も気が付かなかつたくらいに、特別な不都合が起きたわけではない。そういう中で、意見が分かれている以上、時間をかけて協議をすべきだと思う。拙速に判断すべきではない。

## 野本委員

委員長案に賛成である。

いくつかの疑問点が出ているが、各会派代表者会議というものが会議規則に明記され、特別の会派の代表がそこに集まる。会議に参加できない会派もある。事実上の話としてそうになっている。

また、代表質問は、一般質問のように会派の所属委員数に応じて質問人数を決めているわけではなく、例外的取扱いとなっており、その分だけ質問ができることになる。もしも、それをラジカルに、皆同じ権利でやり、誰が代表質問をするのかは会派の内部統治の問題だといふのであれば、公平なやり方は、各会派の所属議員数に応じて質問時間を割る、時間制の採用をするのが適切だと思う。そういうところまで視野に入れて議論するといふのであれば分かるが、代表の特権だけを保留しておいて、その特権を行使する者は会派の中の誰でもよいといふのは、会派の代表者が会派の統一的な見解を示す場である代表質問の意味がなくなる。代表質問自体が一般質問と同じこととなる。私はそう考える。代表質問を行える会派は特権階級であることを自覚した方がよいと思う。できない会派もあるのだから、きちっと分けようということである。会派の正式な代表者という立場を認識した上で、代表質問をやった方がよろしい。そういうことだから、委員長案に賛成である。

## 萩原委員

我が会派としては、委員長案のとおり実施してきた。また、代表質問と一般質問といふのは、野本委員のお話にもあったが、しっかりと分けるべきである。よって、我が会派は委員長案に賛成である。

## 委員長

様々な御意見があったが、この件については委員長案のとおり実施したいと思うがいか

< 賛成との声あり >

**委員長**

賛成との意見が多数であるので、委員長案のとおり決定した。

**委員長**

2 その他の次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・6月10日（金）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

平成28年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年6月10日(金))

---

**委員長**

1 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料のとおり、自民の議席の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更を受け、自民から議席の報告があったので、事務局に配布させる。

< 事務局が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今、御確認いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、ただ今変更をいただいた議席には、本日の本会議の始めから御着席いただくが、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

常任委員の所属変更についてだが、山下勝矢議員から、福祉保健医療委員会から県土都市整備委員会へ所属変更したい旨の申出があった。

については、山下勝矢議員を、福祉保健医療委員会から県土都市整備委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、３１番秋山文和議員、８１番鈴木弘議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・６月１６日（木）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

平成28年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年6月16日(木))

---

**委員長**

1 議案(第83号議案ないし第89号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書14件、決議1件、合計15件であるので御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

3 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、同競馬組合議会議員であった菅原文仁議員、小川真一郎議員、畠山稔議員及び小島信昭議員が本日付けで辞職され、欠員が生じたため、4名を補欠選挙されたいとの依頼が、同競馬組合議会から議長宛てにあった。

この件については、今後の議運において、選挙の方法等について御協議いただきたいと思うので、よろしく願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 執行機関の附属機関等委員についてだが、星野光弘議員が辞職したことに伴い、埼玉県都市計画審議会の委員に欠員が生じている。

自民におかれては、特別委員会日・6月23日(木)までに、後任の委員の氏名を御報告願う。

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、

特別委員会日・6月23日（木）午後5時までに、私宛てに申し出てくださるよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・6月27日（月）の議運で御協議をお願いする。

**委員長**

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、31番秋山文和議員、81番鈴木弘議員、88番樋口邦利議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・6月27日（月）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

## 委員長

1 会派別所属議員数の確認についてだが、本日、自民の小谷野五雄団長から議長宛てに、吉良英敏議員が同議員団に所属した旨の届出があったので、御報告する。

この件について、議長から発言を求められているので、議長、よろしく願います。

## 議長

それでは、吉良議員の会派異動の件について申し上げます。

まず経過だが、去る6月23日、吉良議員が私を議長室に訪ねて来られ、「6月21日に無所属県民会議を退会する旨、届け出たものの、その手続きは進展していない」とのお話があった。同日、県民の鈴木代表に、吉良議員の退会について状況確認したところ、手続き中であるとお話を伺った。その際、県民の鈴木代表に対して、本定例会中の解決が望ましい旨お伝えし、本日6月27日の朝一番で御報告いただきたいとお願い申し上げた。

先ほどいただいた鈴木代表の御報告によれば、「倫理委員会を開いたものの退会の手続きにまだ時間がかかるので、しばらく時間をもらいたい」とのことであった。私から鈴木代表に対し、「この状況が続くと委員会構成や閉会中の活動にまで重大な支障が生じてしまうため御協力願いたい」と協力を再度要請したところである。

その後、自民の小谷野団長が議長室においてになり、吉良議員の入団に伴う所属議員異動届が提出された。

吉良議員の退会に係る県民の届出がいまだ提出されていない状況であったので、事実関係の確認のため、自民の届出は一旦お預かりすることとし、吉良議員を議長室にお呼びし、御本人の意思を確認した。その席で、吉良議員から、「6月20日には退会の意思を伝え、6月21日に退会届を総務会長である菅原議員に提出した。6月24日には会派の倫理委員会にも出席し、その席でも脱会の意思をお伝えした。今後は自民で活動してまいりたい」と伺った。

どの会派に所属する意思をお持ちかを吉良議員に確認済みであること、これ以上会派所属の問題を留保すると、今後の委員会活動をはじめ議会運営に支障が及ぶこと、そもそも、会派への加入・脱退は当該議員の意思を尊重すべきことから、吉良議員の意思を尊重し、自民の所属議員異動届を正式に受理した次第である。

吉良議員及び鈴木代表のお話を複数回伺い、慎重に手続きを進めた結果である。

## 委員長

ただ今の御発言のとおり、会派別所属議員数はお手元の資料1のとおりとなったので、御確認願う。

## 井上(航)委員

今、報告があったことについて、事実関係の確認と、私たちの主張をさせていただく。

まず、本人の意思を尊重するという点においては、何を根拠にそういう判断をしたのか。

次に、私たちは今、倫理委員会という会派の会則に基づいた組織の中でその対応を行っている…

### 田村委員

今日、採決をしなければならない。採決は会派制なので、会派の所属が決まらなないと採決できない。

### 石川委員

こちらが意見を言っているところである。

### 野本委員

議運で取り上げるべき内容ではない。報告だけでよろしい。

### 石川委員

委員長、整理してほしい。

### 委員長

議事を整理する。まず、発言の続きを願う。

### 井上（航）委員

その倫理委員会の結論というのは、先ほど議長が言ったように、まだ出ていない。ただ、我々が引き伸ばしたいと言っているわけではなく、逆に言えば、議長が自民党に対して、県民会議の結論を待つようにという指示はなされたのか。この点を確認させてほしい。順序でいえば、我々の退会の手続きを待つ、その上で、入団を受け付けることを行うべきではないか。

### 田村委員

今日、採決があるのにその言い分は無理がある。

### 委員長

吉良議員の件については、両会派内で協議されていたかと思うが、それは水面下での話である。私の下に報告が来た内容は、自民の小谷野団長から議長宛てに、吉良議員が自民に所属したということである。議運としては、吉良議員が自民党に入団したということを確認することでよいか。

### 井上委員

認められない。

### 菅委員

おかしい。

### 野本委員

議運でやるべきことは会派別所属議員数の確認だけである。その件に関して議論する場ではない。

### 石川委員

議長の発言に質問したい。

**野本委員**

内部の話ではないか。それは議会運営委員会の話ではない。

**石川委員**

では何で協議事項に出してきたのか。

**野本委員**

会派別所属議員数の確認のためである。

**石川委員**

議長に質問する。

**野本委員**

確認すればよい。

**委員長**

議事を進めさせていただく。

< 議運室騒然 >

**菅委員**

議長の判断はおかしい。会派のことに首をつっこむのか。

< 議運室騒然 >

**委員長**

暫時、休憩する。

**委員長**

1 会派別所属議員数の確認についてだが、先ほどの件について申し上げる。

会派所属議員の異動について議長が判断した根拠だが、会派に関する規程によれば、会派の届出は、会派の所属議員に異動があったときに、その旨を速やかに書面により議長に届け出なければならないとされている。議長は結果を受け取るだけである。ただし、会派と本人の意思に相違があり、異動届が提出されない場合は、議長としては本人の意思を確認し、それに則って、異動があったものと受け取ることが妥当である。

会派は意思を同じくする者が構成するものであるので、本人と会派の意思が異なるのであれば、本人の意思を尊重することが当然である。公選の議員である吉良議員に確認したところであるので、これ以上の確認はない。以上である。議事を続行する。

**井上(航)委員**

発言を求める。

**委員長**

議事を続行させていただく。御異議はないか。

< 賛成との声あり >

**石川委員**

質疑くらいさせてもらいたい。

**委員長**

先ほど時間を設けた。議事進行をさせていただく。

**委員長**

2 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。ついては、お手元の資料2のとおり、自民及び県民の議席の枠を変更することで、よいか。

< 異議あり >

**委員長**

それでは、議席の枠の変更について採決する。

< 村岡委員退室 >

**委員長**

自民及び県民の議席の枠を変更することに賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

(賛) 伊藤副委員長、石渡副委員長、野本委員、長峰委員、小島委員、本木委員、  
小林委員、田村委員、木下委員、山下委員、萩原委員  
(否) 菅委員、井上(将)委員、井上(航)委員、石川委員

#### 委員長

起立多数である。

よって、資料2のとおり、自民及び県民の議席の枠を変更することに決定した。

ただ今の枠の変更を受け、自民から議席の報告があったので、申し上げる。自民の吉良英敏議員の議席は6番とのことであるので、御了承願う。

< 了 承 >

< 村岡委員入室 >

#### 委員長

ただ今決定したとおり、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

#### 委員長

なお、ただ今決定いただいた議席には、本日の本会議の始めから御着席いただくが、登退庁ランプの調整については、本日の本会議終了後に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

3 県土都市整備委員会 副委員長の互選結果についてだが、副委員長に山下勝矢委員が互選された。ついては、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

4 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

5 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料3の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

## 委員長

御異議なしと認め、お手元の資料3の案のとおり決定した。

## 委員長

6 意見書・決議案についてだが、去る6月14日(火)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱15件(意見書14件、決議1件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料4の一覧表のとおり、共同提案6件(意見書6件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、決議1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げる。

## 小島委員

ただ今、委員長から意見書・決議の調整結果について報告されたところだが、急きよではあるが、この場をお借りして、意見書について御提案させていただきたいと思う。

意見書の素案をお配りして、御説明させていただきたいと存じる。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

## 委員長

それでは、自民の素案を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

## 委員長

それでは、説明をお願いします。

## 小島委員

先日6月20日に開催された環境農林委員会において、付託された第83号議案(一般会計補正予算)の質疑の中で、①農林水産省の補助事業について財政規律の確保の観点から改善すべき点があるのではないか、②補助事業採択の基準となる面積要件などにおいて補助金を利用しようとする意欲ある農家の実態に即していない、などの議論がなされた。

こうしたことから、我が会派は、本県議会として農林水産省に対して意見書を提出すべきと考えている。そこで、「農林水産省の補助事業における財政規律の確保及び補助金の在り方の見直しを求める意見書」を急きよ、件名に追加していただくことについて御配慮願いたいと考えている。

意見書・決議については、開会日の議会運営委員会において、一般質問中日・6月14日までに件名を、一般質問最終日・6月16日までに案文を提出することが確認されていることは承知している。このような急な提案となったことについて、各会派におかれては、御理解をいただきたいと考えているので、よろしくをお願いします。

## 委員長

ただ今の件については、何か御意見はあるか。

## 村岡委員

提案者に一つ質問だが、この意見書を会派として提案すると決めたのはいつか。

## 小島委員

環境農林委員会での質疑を通して、この補助金には課題があると考えた。

一つは、2か年にわたっての補助金であるが、現時点で繰越明許が出ると見込まれているものを補助金とするのはおかしい点である。財政規律の観点からも、単年度で使い切れるものを補助金として出していきたい。

もう一つは、面積要件等制度設計に曖昧な部分が多く、農業者も申請をし難く、判断をする県や農林水産省の対応も明確ではない点である。制度設計をしっかりといただきたい、といった議論が同委員会ではなされた。

その経過を受けて、自民党団内で検討したところ、今の時期に速やかに意見書を提出した方が、国としても今後の対応に反映できるのではないかと考え、急ぎよ決まった。

## 村岡委員

日にちはいつだったのか。

## 小島委員

常任委員会日の後である。

## 村岡委員

賛否については持ち帰って協議するが、20日の委員会審議を経て、そうした結論を出したというのであれば、今日まで一定期間あった。これまでも、歴代の議運正副委員長が、十分不十分はあるが、意見の一致をみるために努力をされてきて、県議会としても全会派一致を目指してきたところである。時間的に余裕があったと思うので、もっと事前に言ってほしかったが、なぜそれができなかったのか。

## 小島委員

委員会日以降、手続上、臨時の議運を開くなどしなければ、本日の議運まで頭出しする機会がなかった。そのため、今の時点になった。議会運営上、致し方ないことだと思う。

## 村岡委員

是非、今後御留意願いたい。

## 井上（航）委員

賛否については持ち帰って協議するが、この意見書は、環境農林委員会において、委員会として提案することは検討できなかったのか。

## 小島委員

私は環境農林委員の一人であるが、意見書を提出することは想定していなかった。しかし、会派に持ち帰り検討した結果、すぐにやるべきだろうということになった。

委員会が開催された時点では意見書を提出することまでは考えが及ばなかった。

**委員長**

それでは、ただ今、自民から提案のあった「農林水産省の補助事業における財政規律の確保及び補助金の在り方の見直しを求める意見書」案については、追加することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、案文及び提案者の確認等については、ほかの議員提出議案と同様に、今後の議運で御確認いただくことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

7 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についての(1)選挙の方法についてだが、指名推選で行うことによいかか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、会派別配分についてだが、自民2、民進・無所属1、県民1とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、各会派において推薦される方については、次の本会議休憩中に、御報告をお願いする。

**委員長**

次に、(2)選挙の日程についてだが、全ての議案の採決後に行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

8 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

9 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、81番鈴木弘議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2) 次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、準備ができ次第再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 常任委員の所属変更についてだが、菅原文仁議員から、総務県民生活委員会から福祉保健医療委員会へ所属変更されたい旨の申出があった。については、菅原文仁議員を、総務県民生活委員会から福祉保健医療委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 特別委員の所属変更についてだが、吉良英敏議員及び岡重夫議員から、特別委員会について、お手元の資料のとおり所属変更されたい旨の申出があった。については、資料のとおり所属変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、4番松坂喜浩議員から、文教委員長の報告に対する質疑の通告書が提出されている。  
ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議案に対する討論の有無の確認についてだが、15番金子正江議員から第85号議案及び第88号議案に対する反対討論、19番中川浩議員から第84号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。  
ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その1）のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 知事追加提出議案についてだが、去る6月6日の議運において説明のあった、人事案件についてである。

まず、（1）審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（2）採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その2）のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

7 議員提出議案についての（1）案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（2）提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（3）質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（4）委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、14番前原かづえ議員から議第16号議案に対する反対討論、5番木下博信議員から議第16号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

8 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

16番並木正年議員、39番荒木裕介議員、41番柿沼トミ子議員及び77番浅野目義英議員が、それぞれ、各会派から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

9 執行機関の附属機関等委員についてだが、まず、埼玉県都市計画審議会については、去る6月16日の議運で、自民に後任の委員の氏名報告を依頼したところ、木下高志議員との報告があったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、埼玉県水防協議会については、県土都市整備副委員長の充て職で推薦しているので、さきに県土都市整備副委員長に互選された山下勝矢議員となる。

この件については、後ほど、事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

この際、執行部から発言を求められているので、これを許す。

## 企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、新たな総合計画の策定について、御説明申し上げます。

現行の「埼玉県5か年計画～安心・成長・自立自尊の埼玉へ～」の計画期間が今年度で満了する。現在、来年度から平成33年度までを計画期間とする新たな5か年計画の策定作業を進めている。今後、計画の素案とも言える大綱を8月に公表し、広く御意見を頂戴する考えである。こうした御意見を踏まえて、計画案を議案として御提案させていただきたいと考えている。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

## 委員長

ただ今、発言のあった件については、今後の議運で、必要の都度、協議してまいりたいと思うので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

10 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

11 その他の(1) 9月定例会の会期予定案についてだが、この件については、9月23日(金)から10月14日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げますが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

## 委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。